

「建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の改正に伴う
「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（土木工事用）」
の取扱いについて

令和6年12月
山 口 県

「建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」の改正に伴い、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（土木工事用）」における建設キャリアアップシステム活用の評価にかかる取扱いを下記のとおりとしますのでお知らせします。

記

1. 内容

「建設キャリアアップシステム活用工事実施要領」を適用する場合、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表（土木工事用）」を下表のとおり読み替えることとします。

別紙－1 ⑩

現行	読み替え
<p>【建設キャリアアップシステム（CCUS）活用】 □当該工事においてCCUSを活用し、以下の①～③を全て達成した場合は1点の加点とする。</p> <p>① 平均登録事業者率 90% ② 平均登録技能者率 80% ③ 平均就業履歴蓄積率 50%</p>	<p>【建設キャリアアップシステム（CCUS）活用】 □当該工事においてCCUSを活用し、以下の①～②を全て達成した場合は1点の加点とする。</p> <p>① <u>施工者体制登録技能者率 60%以上</u> ② <u>就業履歴情報の蓄積環境を全工事期間維持</u></p>

別紙－5

現行	読み替え
<p>7 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用と評価の関連について</p> <p>「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」において、CCUS活用し、以下の①～③全てを達成した場合は、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点の加点とします。（ICT活用工事と同様に、「創意工夫」の最高点を3点から5点に、「工事特性」の最高点を6点から4点に変更します。）</p> <p>①平均登録事業者率 90% ②平均登録技能者率 80% ③平均就業履歴蓄積率 50% （以下省略）</p>	<p>7 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用と評価の関連について</p> <p>「建設キャリアアップシステム活用工事」において、CCUS活用し、以下の①～②全てを達成した場合は、「工事成績採点の審査項目の審査項目別運用表」の「5. 創意工夫」にて1点の加点とします。（ICT活用工事と同様に、「創意工夫」の最高点を3点から5点に、「工事特性」の最高点を6点から4点に変更します。）</p> <p>① <u>施工者体制登録技能者率 60%以上</u> ② <u>就業履歴情報の蓄積環境を全工事期間維持</u></p> <p>（以下省略）</p>

2. 適用基準日

令和6年12月1日以降、完成検査を行う工事から適用